

## 2024年度版 運行管理者特別講習用テキスト 正誤表

	(誤)	(正)
53ページ 表 中欄	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を <u>営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、 <u>運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>
56ページ 表3段目 中欄	<p>1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)<u>事故を引き起こした場合又は運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> <u>(新設)</u></p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>2. <u>事業用自動車の運転者等が転任、退職その他の理由により運転者等でなくなった場合には、直ちに、乗務員等台帳に運転者等でなくなった年月日及び理由を記載し、3年間保存すること。また、一般乗用は乗務員証に運転者等でなくなった年月日及び理由を記載し、当該乗務員証を1年間保存すること。</u></p> <p>3. (略)</p>	<p>1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(10)の事項を記載し、かつ、(11)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)<u>事故を引き起こした場合は、その概要</u></p> <p>(8)<u>運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u></p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p><u>削除</u></p> <p>2. (略)</p>
56ページ 表3段目 右欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸規則第37条</li> <li>・ (9)は、運輸規則第38条第2項</li> <li>・ (10)は、一般乗用の運転者にあつては～</li> <li>・ 2. は、一般乗用に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸規則第37条</li> <li>・ (10)は、運輸規則第38条第2項</li> <li>・ (11)は、一般乗用の運転者にあつては～</li> <li>・ 2. は、一般乗用に限る</li> </ul>
57ページ 表1段目 右欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3. は、一般乗合、一般貸切、特定旅客に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4. は、一般乗合、一般貸切、特定旅客に限る</li> </ul>

	(誤)	(正)
61ページ 表最下段 中欄	<p>1. <u>運転者等ごとに、次の(1)から(8)の事項を記載し、かつ、(9)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)<u>事故を引き起こした場合及び道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u></p> <p>(新設)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>2. <u>事業用自動車の運転者等が転任、退職その他の理由により運転者等でなくなった場合には、直ちに、乗務員等台帳に運転者等でなくなった年月日及び理由を記載し、3年間保存すること。</u></p>	<p>運転者等ごとに、次の(1)から(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)<u>事故を引き起こした場合は、その概要</u></p> <p>(7)<u>道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u></p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>削除</p>
61ページ 表最下段 右欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全規則第9条の5、第34条</li> <li>・(8)は、安全規則第10条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全規則第9条の5、第34条</li> <li>・(9)は、安全規則第10条第2項</li> </ul>
84ページ 3行目	<p>* <u>運転者が所属する営業所以外の地での乗務終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。</u></p>	<p>* <u>運転者が所属する営業所以外の地での業務終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。</u></p>